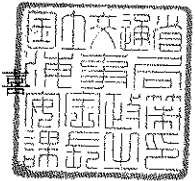




国海安第293号  
平成27年12月24日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局安全政策課長  
金子 栄



船舶設備規程等の一部改正について（通知）

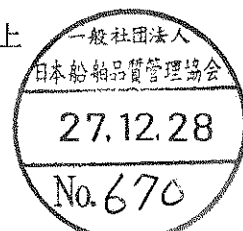
下記省令及び告示の一部改正が平成27年12月22日付で公布されましたので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

記

- 船舶設備規程（昭和9年逓信省令第6号）
- 漁船特殊規程（昭和9年逓信省・農林省令）
- 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）
- 船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）
- 船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）
- 船舶消防設備規則（昭和40年運輸省令第37号）
- 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和40年運輸省令第39号）
- 船舶等型式承認規則（昭和48年運輸省令第50号）
- 船舶防火構造規則（昭和55年運輸省令第11号）
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和58年運輸省令第39号）
- 船舶設備規程等の一部を改正する省令（昭和61年運輸省令第25号）
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第81号）
- 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第510号）
- 船舶の消防設備の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第516号）
- 船舶の防火構造の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第518号）
- 漁船の基準を定める告示（平成14年農林水産省・国土交通省令第5号）
- 船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示（平成26年国土交通省告示第514号）

以上



## 船舶設備規程等の一部改正について

### 1. 改正の経緯

今般、国際海事機関において、防火対策の強化等を目的として、1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書等の改正案が採択され、同附属書等は平成28年1月1日に発効予定である。我が国においても同附属書等の改正内容を担保するため、船舶設備規程等において所要の改正を行う。

### 2. 改正の概要（詳細については別紙参照）

- ① 機関区域内の脱出設備（出入口及びはしご）に係る要件の追加  
機関区域内において火災が発生した際に、安全に脱出できるようにするため、機関区域内の制御室及び主作業室からの脱出設備に関する要件を追加する。また、機関区域内における脱出設備の防護要件を追加する。
- ② 復原性計算機の備付けの義務化  
復原性資料で想定していない使用状態で運航する場合においても、損傷時復原性要件に適合していることを確認できるようにするため、油タンカー、液体化学薬品ばら積船及び液化ガスばら積船に復原性計算機を備え付けることを義務化する。ただし、承認された復原性資料に整合する貨物の積付状態の範囲でのみ運航する船舶等に関しては、復原性計算機の備付けを免除する。
- ③ 甲板上にコンテナを積載する船舶の防火要件の新設  
暴露甲板上にコンテナを積載する船舶には、火災の拡大を抑えるため、水供給装置等の備付けを義務化する。
- ④ 通風ダクトの防火要件の追加及びダンパーの設置等に関する義務の追加  
通風ダクトを構成する防熱材等の材質を原則、不燃材料とすることを明確に義務付ける。また、36を超える旅客を運送する旅客船への防煙ダンパーの設置を明確に義務付けるとともに、36人以下の旅客を運送する旅客船及び貨物船における、調理レンジのための排気用ダクト内の防火ダンパーに、自動・遠隔閉鎖装置を設置することを明確に義務付ける。
- ⑤ イナート・ガス装置設置義務の範囲拡大及び同装置の性能要件の変更  
油タンカー及び液体化学薬品ばら積船について、イナート・ガス装置の設置を義務付ける対象船舶を拡大させるとともに、同装置の性能要件を変更する。
- ⑥ 水素自動車等を運送する自動車運搬船の防火要件の追加  
水素自動車等を運送する自動車運搬船に対し、車両積載区域内の電気機器等を防爆型にすることを義務化する。また、同運搬船に対し、持運び式ガス検知器の備付けを義務化する。
- ⑦ 救命胴衣の性能要件の変更  
救命胴衣の口元の高さに関する要件を変更する。
- ⑧ その他  
その他所要の改正を行う。

### 3. 主な改正予定法令

- 船舶設備規程（昭和9年逓信省令第6号）（①⑥関係）
- 漁船特殊規程（昭和9年逓信省・農林省令第1号）（③関係）
- 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）（⑤関係）
- 船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）（②③④関係）
- 船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）（⑦関係）
- 船舶消防設備規則（昭和40年運輸省令第37号）（③⑤⑥関係）
- 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和40年運輸省令第39号）（⑧関係）
- 船舶等型式承認規則（昭和48年運輸省令第50号）（③④関係）
- 船舶防火構造規則（昭和55年運輸省令第11号）（④関係）

- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和58年運輸省令第39号）（②⑧関係）
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第81号）（⑧関係）
- 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第510号）（①関係）
- 船舶の消防設備の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第516号）（③⑤関係）
- 船舶の防火構造の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第518号）（④関係）
- 漁船の基準を定める告示（平成14年農林水産省・国土交通省告示第5号）（③関係）
- 船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示（平成14年国土交通省告示第654号）（⑧関係）

#### 4. 今後の予定

公 布 : 平成27年12月22日

施 行 : 平成28年1月1日（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の改正の一部については平成28年3月1日、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の改正については公布日と同日）